

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県生涯学習・社会教育主管課長
各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各都道府県民生主管課長 殿
各都道府県林業政策主管課長
各都道府県建築行政主管課長
各都道府県環境・エネルギー主管課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長	福 島 崇
文 部 科 学 省 大 臣 官 房 国 際 課 長	北 山 浩 士
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長	中 園 和 貴
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 教 育 課 程 課 長	武 藤 久 慶
農林水産省林野庁林政部木材利用課長	難 波 良 多
国 土 交 通 省 住 宅 局 住 宅 生 産 課 長	松 野 秀 生
国 土 交 通 省 住 宅 局 参 事 官 (建 築 企 画 担 当)	前 田 亮
環 境 省 大 臣 官 房 地 域 脱 炭 素 事 業 推 進 課 長	富 安 健 一 郎
環 境 省 地 球 環 境 局 地 球 温 暖 化 対 策 課 長	吉 野 議 章

エコスクール・プラスに係る計画書（令和 7 年度）の提出について（通知）

「エコスクール・プラス実施要項」4(3)の規定に基づき、以下により、エコスクール・プラスの事業募集を行います。

エコスクール・プラスは、近年の地球規模の環境問題に対する取組の強化や、ユネスコが主導する「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進等に向けて、これまでのエコスクールの取組をさらに推進するものです。児童生徒の環境・エネルギー教育の充実とともに、地域における環境・エネルギー対策等の推進にもつながる施設の整備を目的として、建築物エネルギー消費性能基準を更に上回る性能等を有する施設の整備を、引き続き、関係省庁と連携して支援することとしていますので、本事業の実施について、教育委員会施設主管課、生涯学習・社会教育主管課、教育委員会指導事務主管課、民生主管課、環境・エネルギー主管課、林業政策主管課及び建築行政主管課等が連携して、積極的に検討していただくようお願いします。

ついては、今後公立学校施設の新增改築・改修事業を予定している学校設置者において、エコスクール・プラスの認定を希望する場合は、下記により、「エコスクール・プラス実施要項」4(2)の計画（以下、「エコスクール・プラス計画書」という。）を提出するようお願いします。

このことについて、貴域内の市区町村にも照会するとともに、都道府県立の学校分を含め各都道府県教育委員会施設主管課において取りまとめの上、提出くださるようお願いします。希望する学校設置者がいない場合もその旨を連絡してください。

記

1. 提出書類 「エコスクール・プラス計画書」（別紙様式1）
 2. 提出期限 令和7年2月7日（金）
 3. 提出先 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課技術係
 4. 提出方法 電子メール
E-mail technique@mext.go.jp
件名を「【（都道府県名）】エコスクール・プラス計画書提出」とすること。
5. 支援措置に係る留意事項等
- (1) 共通
 - 1) エコスクール・プラスの支援措置を受けるためには、計画書を提出して、エコスクール・プラスの認定を受ける必要があること。
 - 2) エコスクール・プラス計画書は、別添の「エコスクール・プラス計画書記入要領」に基づき作成すること。
 - 3) 補助事業の申請については各事業募集のスケジュールに沿って行き、エコスクール・プラスの認定を待たずに申請すること。
 - (2) 文部科学省、こども家庭庁による支援措置に係る留意事項等
 - 1) 支援対象については別紙1を参照すること。
 - 2) 令和7年度に交付決定を希望する事業の対象となる学校については、今回認定を受ける必要があるため留意すること。
 - (3) 農林水産省による支援措置に係る留意事項等
 - 1) 「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策」における「木造公共建築物等の整備」（別紙2 参照）については、エコスクール・プラスの認定を受けること。交付決定以前に、木材利用に係る入札、契約及び工事等を行った場合、事業の対象外となることがあるので注意すること。また、令和6年度に本交付金による事業を希望する場合は、別紙2を参照のうえ、詳細について各都道府県林務担当部局と連絡調整を十分に行うこと。
 - 2) 原則として地域材を活用することとし、令和7年度内に事業を完了させること。
 - (4) 国土交通省による支援措置に係る留意事項等
 - 1) 「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」について（別紙3-1 参照）
 - ・別紙3-1 に記載する事業の概要を踏まえ、募集要領に記載する「事業の要件」「補助対象事業費」については、特に留意すること。
 - ・採択日以前に補助対象となる設計及び建築工事に着手しているものは、対象外の事業となること。
 - ・各事業への応募に当たっては、当該事業の募集開始時に発表する募集要領を確認し、所定の手続きを行うこと。
 - ・本事業では、エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮することとしている。
 - 2) 「既存建築物省エネ化推進事業」について（別紙3-2 参照）
 - ・別紙3-2 に記載の「事業の要件」「補助対象事業費」については、特に留意すること。

- ・採択日以前に補助対象となる設計及び建築工事に着手しているものは、対象外の事業となること。
- ・事業への応募に当たっては、募集開始時に発表する募集要領を確認し、所定の手続きを行うこと。
- ・本事業では、エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮することとしている。

3) 「優良木造建築物等整備推進事業」について（別紙3-3 参照）

- ・別紙3-3 に記載する事業の概要を踏まえ、募集要領に記載する「事業の要件」「補助対象事業費」については、特に留意すること。
- ・採択日以前に補助対象となる設計及び建築工事に着手しているものは、対象外の事業となること。
- ・各事業への応募に当たっては、当該事業の募集開始時に発表する募集要領を確認し、所定の手続きを行うこと。
- ・本事業では、エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮することとしている。

(5) 環境省による支援措置に係る留意事項等

1) 「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」について（別紙4-1 参照）

- ・別紙4-1 に記載している事業の要件、補助対象経費等について特に留意すること。また、本事業の公募開始時に発表する公募要領等を確認し、所定の手続きを行うこと。
- ・本事業の交付決定以前に、本事業において補助対象となる再生可能エネルギー設備等に係る契約及び工事等を行った場合、原則として事業の対象外となるので注意すること。
- ・本事業では、エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮する予定である。

2) 「建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業のうち、ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業及びLCCO₂削減型の先導的な新築ZEB支援事業」について（別紙4-2 参照）

- ・別紙4-2 に記載している事業の要件、補助対象経費等について特に留意すること。また、本事業の公募開始時に発表する公募要領等を確認し、所定の手続きを行うこと。
- ・本事業の交付決定以前に、本事業において補助対象となる省エネルギー設備等に係る契約及び工事等を行った場合、原則として事業の対象外となるので注意すること。
- ・本事業では、エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮することとしている。

3) 「地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）」について（別紙4-3 参照）

- ・別紙4-3 に記載している事業の要件、交付対象経費等について特に留意すること。また、本事業の公募時に発表する実施要領等を確認し、所定の手続きを行うこと。
- ・本事業の交付決定以前に、本事業において交付対象となる再生可能エネルギー設備等に係る契約及び工事等を行った場合、原則として事業の対象外となるので注意すること。
- ・本事業で支援を行う脱炭素先行地域については、エコスクール・プラスの認定を受けていることを、選定評価段階において考慮することとしている。
- ・本事業で支援を行う重点対策加速化事業については、エコスクール・プラス等「地域脱

炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」のリストに記載のある事業と連携された取組が複数ある場合、選定評価段階において加点する予定としている。

- (6) これまでに、エコスクール・プラスの認定を受けた学校において、計画書の内容を変更する場合は、計画書の差し替えとともに、変更内容及び変更理由等を記載した計画変更書（様式任意）を、また、事業タイプに追加がある場合は、別紙様式2により追加認定申請書を、それぞれ速やかに文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課に提出すること。

6. その他

- ・エコスクール・プラスは、年度途中での追加募集は原則行わないので御留意ください。
- ・エコスクールの整備推進の意義・効果や整備事例、環境・エネルギー教育における活用事例等については、文部科学省のホームページで情報提供を行っているので、活用ください。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/index.htm)
- ・エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮することとしている事業には、採択については別途、学識経験者等で構成する評価委員会において、事業内容等について評価される必要があるものが含まれています。

【問合せ先】

- 総合調整、エコスクール・プラス計画書関係
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課技術係 上田、小玉
TEL 03-6734-2078(直通)・03-5253-4111(内2078)
- 就学前教育・保育施設整備交付金関係
こども家庭庁成育局保育政策課予算係
TEL 03-6858-0043 (直通)
- 林業・木材産業循環成長対策関係
農林水産省林野庁林政部木材利用課 石原、平山
TEL 03-6744-2626(直通)・03-3502-8111(内6127)
- サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）関係
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 棟口
TEL 03-5253-8126(直通)・03-5253-8111(内線39-437)
- 既存建築物省エネ化推進事業関係
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 棟口
TEL 03-5253-8126(直通)・03-5253-8111(内線39-437)
- 優良木造建築物等整備推進事業関係
国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 間宮
TEL 03-5253-8512(直通)・03-5253-8111(内線39-455)
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業関係
環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課

TEL 03-5521-8233(直通)・03-3581-3351

○ 建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業関係
環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
TEL 0570-028-341

○地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）関係
環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課
TEL 03-5521-8233(直通)・03-3581-3351

【別紙様式1】

第 号
令和 年 月 日

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長

文 部 科 学 省 大 臣 官 房 国 際 課 長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 教 育 課 程 課 長

農 林 水 産 省 林 野 庁 林 政 部 木 材 利 用 課 長

国 土 交 通 省 住 宅 局 住 宅 生 産 課 長

国 土 交 通 省 住 宅 局 参 事 官 (建 築 企 画 担 当)

環 境 省 大 臣 官 房 地 域 脱 炭 素 事 業 推 進 課 長

環 境 省 地 球 環 境 局 地 球 温 暖 化 対 策 課 長

都道府県又は市町村教育委員会施設主管課長名

エコスクール・プラスに係る計画書（令和7年度）の提出について

令和7年1月20日付け「エコスクール・プラスに係る計画書（令和7年度）の提出について（通知）」に基づき、エコスクール・プラス計画書を提出いたします。

エコスクール・プラス計画書

設置者名	〇〇市	都道府県名	〇〇県	都道府県番号	〇					
学校名	〇〇小学校									
建物区分	事業区分	延床面積	構造・階数	建物区分	事業区分	延床面積	構造・階数			
事業タイプ（該当するタイプに○を記入し、事業年度及び補助名称を記載）										
事業タイプ	農林水産省		国土交通省		環境省		文部科学省		こども家庭庁	
太陽光発電型	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度	
			補助名称		補助名称		右で選択		補助名称	
太陽熱利用型	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度	
			補助名称		補助名称		右で選択		補助名称	
その他新エネルギー活用型	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度	
			補助名称		補助名称		右で選択		補助名称	
省エネルギー・省資源型	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度	
			補助名称		補助名称		右で選択		補助名称	
自然共生型	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度	
			補助名称		補助名称		右で選択		補助名称	
木材利用型	事業年度		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度	
	補助名称		補助名称		補助名称		右で選択		補助名称	
資源リサイクル型	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度	
			補助名称		補助名称		右で選択		補助名称	
その他	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度	
			補助名称		補助名称		右で選択		補助名称	
※文科省の補助を活用する場合、右欄にZEB加算の希望の有無を記載。								ZEB加算希望		
地域特性 (歴史、気候、交通、人口などの特性を簡単に記載)										
事業内容 (全ての事業タイプに関して、設置場所、規模を具体的に記載)										
事業スケジュール (補助支援を希望する省庁毎に年度、明確な事業名、建物区分、構造、(補助名称)を記載)										
環境・エネルギー教育への活用 (全ての事業タイプに関して、活用する学年と教科等、関連する学習指導要領該当箇所(小中学校及び高等学校の場合)を記載)	学年	教科	関連する学習指導要領該当箇所							
他の学校等に向けた活動内容										
その他特記事項										
連絡担当者 (氏名, 職名, TEL等)										

エコスクール・プラス計画書(記載例)

設置者名	〇〇市		都道府県名		〇〇県		都道府県番号		〇	
学校名	〇〇小学校									
建物区分	事業区分	延床面積	構造・階数	建物区分	事業区分	延床面積	構造・階数			
校舎	改修	2,000 m ²	R2	屋体	改修	1,000 m ²	S1			
校舎	増築	2,000 m ²	R2							
事業タイプ(該当するタイプに○を記入し、事業年度及び補助名称を記載)										
事業タイプ		農林水産省		国土交通省		環境省		文部科学省		こども家庭庁
○	太陽光発電型	/		事業年度		事業年度		事業年度	令和〇年度	事業年度
	補助名称				補助名称		補助名称	右で選択	交付金	補助名称
	太陽熱利用型	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度
	補助名称				補助名称		補助名称	右で選択		補助名称
	その他新エネルギー活用型	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度
	補助名称				補助名称		補助名称	右で選択		補助名称
○	省エネルギー・省資源型	/		事業年度		事業年度		事業年度	令和〇年度	事業年度
	補助名称				補助名称		補助名称	右で選択	負担金と交付金両方	補助名称
	自然共生型	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度
	補助名称				補助名称		補助名称	右で選択		補助名称
○	木材利用型	事業年度	令和〇年度	事業年度		事業年度		事業年度		事業年度
	木材種別 地域材	補助名称	林業・木材産業循環成長対策	補助名称		補助名称		補助名称	右で選択	補助名称
	資源リサイクル型	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度
	補助名称				補助名称		補助名称	右で選択		補助名称
	その他	/		事業年度		事業年度		事業年度		事業年度
	補助名称				補助名称		補助名称	右で選択		補助名称
※文科省の補助を活用する場合、右欄にZEB加算の希望の有無を記載。								ZEB加算希望	無	
地域特性 (歴史、気候、交通、人口などの特性を簡単に記載)		〇〇小学校は市街地中心部に位置し、宅地開発等により児童数の増加が見られる。また、地域の緊急避難所にも指定されている。								
事業内容 (全ての事業タイプに関して、設置場所、規模を具体的に記載)		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電型 20kWの太陽光発電設備を導入する。(設置箇所:校舎1屋上) ・省エネルギー・省資源型 熱損失の少ない外断熱を導入する。(設置箇所:校舎1, 2全体) LED照明を導入する。(設置箇所:校舎廊下) 雨水をトイレの洗浄水として活用するため、雨水利用設備(雨水槽300リットル)を導入する。(設置箇所:校舎地下) ・木材利用型 地域材を用いた内装木質化を行う。(設置箇所:屋体) 								
事業スケジュール (補助支援を希望する省庁毎に年度、明確な事業名、建物区分、構造、(補助名称)を記載)		<p>(文科省) 令和〇～〇年度 長寿命化改修事業・校・R(交付金) 令和〇～〇年度 増築・校・R(負担金) 令和〇年度 太陽光発電等導入事業(交付金)</p> <p>(農水省) 令和〇年度 改修・屋・S(林業・木材産業循環成長対策)</p>								
		学年	教科	関連する学習指導要領該当箇所						
		(小学校の例)								
		小4	社会	(5) 県内の特色ある地域の様子について、学習の問題を追究・解決する活けることができるよう指導する。						

環境・エネルギー教育への活用 (全ての事業タイプに関して、活用する学年と教科等、関連する学習指導要領該当箇所(小中学校及び高等学校の場合)を記載)	小5	総合的な学習の時間	(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。
	小6	理科	A 物質・エネルギー (4) 電気の利用
	小6	家庭	C 消費生活・環境 (2) 環境に配慮した生活
	(中学校の例)		
	中2	社会	地理的分野 2C 日本の様々な地域 (2) 日本の地域的特色と地域区分 ③
	中2	理科	第1分野 (3) 電流とその利用
	中2	技術・家庭	技術分野 A 材料と加工の技術 (3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
中2	技術・家庭	技術分野 C エネルギー変換の技術 (3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	
他の学校等に向けた活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員同士の研修会において、本事業の内容について紹介する。 ・ 学校のホームページに、環境教育の授業の様子などを掲載する。 ・ 近隣の小学校と、導入した設備などの相互見学会を実施する。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度にエコスクール認定された実績あり (CLTを活用した場合) ・ CLT: 構造材に使用 		
連絡担当者 (氏名, 職名, TEL等)	○○市教育委員会○○課○○係 主任 ○○ ○○ TEL: ○○-○○○○-○○○○ E-mail: xxx@mail.jp		

エコスクール・プラス計画書記入要領

- エコスクール・プラス計画書に記入した内容（学校名、環境・エネルギー教育への活用等）に変更があった場合は、認定後であっても差し替えを提出すること。
その際は、「事業タイプ」ごとに対応する「環境・エネルギー教育への活用」の記載が無くなることのないよう注意する。
なお、「事業タイプ」の変更は原則として認められない。
- 学校名は、計画後の学校名を記入する（仮称でも構わない）。
- 「事業タイプ」欄は該当する全ての事業タイプに○を付け、事業年度及び補助名称を記入する。
その他新エネルギー活用型については事業内容を、プルダウンから選択する。
また、木材利用型については使用する木材種別をプルダウンから選択する。CLT を使用する際は、「その他特記事項欄」に、CLT を使用する場所を記入すること。
複数の補助を受ける場合は、全て記入すること。
文部科学省の補助支援を希望する場合は、ZEB 加算希望の有無について選択する。
- 「地域特性」欄は、当該学校が所在する地域の人口特性、気候、地形、自然環境等を簡潔に整理して記入する。
- 「事業内容」欄は、エコスクール・プラスの計画内容、整備方法等を記入する。新エネルギー活用型等については、設置予定年度、エネルギー容量等システムの規模を表すもの※、設置場所、エネルギーの利用用途を記入すること。
※ 太陽光発電：設備容量（kW）、太陽熱利用：有効集熱面積（ m^2 ）、風力発電：設備容量（kW）、
地中熱利用：熱供給能力（kJ/h 又は kcal/h）、バイオマス発電・熱利用：熱供給能力（kJ/h 又は kcal/h）、燃料電池：設備容量（kW）、雪氷熱利用：貯蔵容量（ m^3 ）、小水力発電：設備容量（kW）
- 「事業スケジュール」欄は、事業に関係する建物等の整備スケジュール及び事業内容について、補助支援を希望する省庁毎に「年度、明確な事業名、建物区分、構造、（補助名称）」の順に記入する。（文部科学省の補助支援を希望する場合、各補助事業名が明確となるようにすること）

記載例）

（文科省）

令和〇～〇年度 長寿命化改良事業・校・R（交付金）

令和〇～〇年度 増築・校・R（負担金）

令和〇年度 太陽光発電等導入事業（交付金）

（農水省）

令和〇年度 改修・屋・S（林業・木材産業循環成長対策）

- 「環境・エネルギー教育への活用」欄は、本事業によって整備する建物等を児童生徒等の環境・エネルギー教育へどのように活用するか、その関係が分かるよう、具体的に記入する。
また、小中学校及び高等学校の場合、対象学年、関係教科、関連する学習指導要領該当箇所を記入する。記入の際には、記入例や別添1を参照すること。なお、別添1に記載のない項目を転記しても構わない。

事業タイプが複数ある場合、全ての事業タイプに対して、「環境・エネルギー教育への活用」を明記すること。

- 「他の学校等に向けた活動内容」欄は、本事業の取組を他の学校等に向けて波及させるための活動内容について、具体的に記入する。
- 「その他特記事項」欄は、事業の申請にあたり、特別に記入すべき事項や事業で連携している補助事業以外の事業で導入する場合の事業名、これまでの項目で記入できなかった事項等を記入する。過去に認定を受けている場合は、認定を受けた年度を記入する。木材利用型でCLTを使用する場合は、CLTを使用する場所を記入すること。
- 「連絡担当者」欄は、文部科学省との連絡担当者の氏名、職名、電話番号、E-mail アドレス等を記入する。
- 各事項とも所定欄で記述できない場合は、別途参考資料を添付することも可能とする。

環境に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、小学校学習指導要領における「環境に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものをご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成した教育課程の編成を図るものとする。
----	---

総則	社会科
<p>第1</p> <p>2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。</p> <p>(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を努めること。</p> <p>学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。</p> <p>3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にししながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。</p> <p>(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。 (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。 (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。</p>	<p style="text-align: center;">(第4学年)</p> <p>(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができ、生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(イ) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃を捉え、その事業が果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>〔※イの(イ)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりに減量や水を汚さない工夫など、自分たちのできることを考えた配慮すること。〕</p> <p>(5) 県内の特色ある地域の様子について、学習の問題を追究・解決する活けることができるよう指導する。</p> <p>〔※県内の特色ある地域が大まかに分かるようにするとともに、伝統的な地域、国際交流に取り組んでいる地域及び地域の資源を保護・すること。その際、地域の資源を保護・活用している地域については、ずれかを選択して取り上げること。〕</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 県内の特色ある地域では、人々が協力し、特色あるまちづくりやいることを理解すること。</p> <p>(イ) 地図帳や各種の資料で調べ、白地図などにまとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。</p> <p style="text-align: center;">(第5学年)</p> <p>(1) 我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決すに付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自ことを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(イ) 地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件か活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考</p> <p>(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(ウ) 関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守るこ</p> <p>〔※イの(イ)及び(ウ)については、国土の環境保全について、自分たり選択・判断したりできるよう配慮すること。〕</p>
生活科	家庭科
<p>(第1学年及び第2学年)</p> <p>(身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容)</p> <p>(5) 身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けることができ、自然の様子や四季の変化、季節によって生活の様子が変わることや気付くとともに、それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする。</p> <p>(6) 身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりするなどして遊ぶ活動を通して、遊びや遊びに使う物を工夫してつくることができ、その面白さや自然の不思議さに気付くとともに、みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする。</p>	<p style="text-align: center;">(第5学年及び第6学年)</p> <p>C 消費生活・環境</p> <p>(2) 環境に配慮した生活</p> <p>ア 自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。</p> <p>イ 環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。</p>
	<p style="text-align: center;">(第3学年及び第4学年)</p> <p>G 保健</p> <p>(1) 健康な生活について、</p> <p>した活動を通して、次のよう指導する。</p> <p>ア 健康な生活について</p> <p>(ア) 心や体の調子がよ</p> <p>要因や周囲の環境の</p> <p>(ウ) 毎日を健康に過ご</p> <p>どの生活環境を整え</p>

抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

することにに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生か

		理科	
<p>決する活動を通して、次の事項 よう進められていることや、 棄物の処理のための事業の様子 ついて扱うとともに、ごみの り選択・判断したりできるよ</p>	<p>(第3学年) (1) 身の回りの生物 身の回りの生物について、探したり育てたりする中で、それらの様子や周辺環境、成長の過程や体のつくりに着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 生物は、色、形、大きさなど、姿に違いがあること。また、周辺環境と関わって生きていること。 イ 身の回りの生物の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、身の回りの生物と環境との関わり、昆虫や植物の成長のきまりや体のつくりについての問題を見だし、表現すること。</p>		
		<p>動を通して、次の事項を身に付 技術を生かした地場産業が盛 活用している地域を取り上げ 自然環境、伝統的な文化のい</p>	<p>(第6学年) (3) 生物と環境 生物と環境について、動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で、生物と環境との関わりに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 生物は、水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。 (4) 生物の間には、食う食われるという関係があること。 (7) 人は、環境と関わり、工夫して生活していること。 イ 生物と環境について追究する中で、生物と環境との関わりについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p>
<p>観光などの産業の発展に努めて 人々の協力関係などに着目して、 る活動を通して、次の事項を身 然環境に適応して生活している ら見て特色ある地域の人々の生 え、表現すること。 追究・解決する活動を通して、</p>	<p>第3 (3) 生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。</p>		
		<p>により国土の保全など重要な役 の改善が図られてきたことを理 との大切さを理解すること。 ちにできることなどを考えた</p>	<p>D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [自然愛護] (第1学年及び第2学年) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。 (第3学年及び第4学年) 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。</p>
<p>体育</p>	<p>(第5学年及び第6学年) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。</p>		
<p>課題を見付け、その解決を目指 事項を身に付けることができる 理解すること。 いなどの健康の状態は、主体の 要因が関わっていること。 すには、明るさの調節、換気な ることなどが必要であること。</p>	<p>第3 2 (6) (略) また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。 (略)</p>		

環境に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、中学校学習指導要領における「環境に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを各学校におかれては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害を乗り越えて次代の社会を形成した教育課程の編成を図るものとする。
----	--

総則	社会科
<p>第1</p> <p>2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を努めること。</p> <p>学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行き動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。</p> <p>3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のA及びBにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。</p> <p>(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。 (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。 (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。</p>	<p>(地理的分野)</p> <p>B 世界の様々な地域</p> <p>(1) 世界各地の人々の生活と環境 場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ※世界各地の人々の生活の特色やその変容の理由と、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件との関係を考察するに当たって、衣食住の特色や、生活と宗教との関わりなどを取り上げるようにすること。 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 人々の生活は、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件から影響を受けたり、その場所の自然及び社会的条件に影響を与えたりすることを理解すること。 (イ) 世界各地における人々の生活やその変容を基に、世界の人々の生活や環境の多様性を理解すること。その際、世界の主な宗教の分布についても理解すること。 (ウ) 世界各地における人々の生活の特色やその変容の理由を、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件などに着目して多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>C 日本の様々な地域</p> <p>(1) 地域調査の手法 ※地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容Cの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。 場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。 (イ) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ウ) 地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 日本の地域的特色と地域区分 次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のA及びBの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境 ② 人口 ③ 資源・エネルギーと産業 ④ 交通・通信 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。</p> <p>(3) 日本の諸地域 次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のA及びBの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境を中核とした考察の仕方</p> <p>(4) 地域の在り方 ※取り上げる地域や課題については、各学校において具体的に地域の在り方を考察できるように、適切な規模の地域や適切な課題を取り上げること。 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。 (イ) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ウ) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p>
	技術・家庭科
<p>(技術分野)</p> <p>A 材料と加工の技術 (3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>B 生物育成の技術 (3) これからの社会の発展と生物育成の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>C エネルギー変換の技術 (3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>D 情報の技術 (4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>※内容の「A材料と加工の技術」、「B生物育成の技術」、「Cエネルギー変換の技術」の(3)及び内容の「D情報の技術」の(4)については、技術が生活の向上や産業の継承と発展、資源やエネルギーの有効利用、自然環境の保全等に貢献していることについても扱うものとする。</p> <p>B 生物育成の技術 (2) 生活や社会における問題を、生物育成の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 [※(2)については、地域固有の生態系に影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、(以下略)] ア 安全・適切な栽培又は飼育、検査等ができること。 イ 問題を見いだして課題を設定し、育成環境の調節方法を構想して育成計画を立てるとともに、栽培又は飼育の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。</p>	<p>※各内容における(1)に イ イでは、社会から に着目し、技術が最</p> <p>(家庭分野)</p> <p>B 衣食住の生活 (5) 生活を豊かにするため ア 製作する物に適した 取り扱い、製作が適切 [※衣服等の再利用の イ 資源や環境に配慮し 作計画を考え、製作を C 消費生活・環境 (2) 消費者の権利と責任 ア 消費者の基本的な権 会に及ぼす影響につ イ 身近な消費生活につ 行動を考え、工夫する (3) 消費生活・環境につ ア 自分や家族の消費生 の解決に向けて環境に できること。</p>

抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生

	理科	
<p>(歴史的分野) C 近現代の日本と世界 (2) 現代の日本と世界 課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のような知識を身に付けること。 (4) 日本の経済の発展とグローバル化する世界 高度経済成長、国際社会との関わり、冷戦の終結などを基に、我が国の経済や科学技術の発展によって国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解すること。 ※沖縄返還、日中国交正常化、石油危機などの節目となる歴史に関わる事象を取り扱うようにすること。また、民族や宗教をめぐる対立や地球環境問題への対応などを取り扱い、これまでの学習と関わらせて考察、構想させるようにすること。</p> <p>(公民的分野) B 私たちと経済 (2) 国民の生活と政府の役割 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。 D 私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人類の福祉の増大 対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、領土(領海、領空を含む)、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。 ※(略)「国際連合をはじめとする国際機構などの役割」については、国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れること。 (4) 地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。</p>	<p>(第1分野) (7) 科学技術と人間 科学技術と人間との関わりについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) エネルギーと物質 ⑦ エネルギーとエネルギー資源 様々なエネルギーとその変換に関する観察、実験などを通して、日常生活や社会では様々なエネルギーの変換を利用していることを見いだして理解すること。 また、人間は、水力、火力、原子力、太陽光などからエネルギーを得ていることを知るとともに、エネルギー資源の有効な利用が大切であることを認識すること。 ④ 様々な物質とその利用 物質に関する観察、実験などを通して、日常生活や社会では、様々な物質が幅広く利用されていることを理解するとともに、物質の有効な利用が大切であることを認識すること。 (4) 自然環境の保全と科学技術の利用 ⑦ 自然環境の保全と科学技術の利用 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。 イ 日常生活や社会で使われているエネルギーや物質について、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するとともに、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。</p> <p>(第2分野) (7) 自然と人間 自然環境を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 生物と環境 ⑦ 自然界のつり合い 微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けて理解するとともに、自然界では、これらの生物がつり合いを保って生活していることを見いだして理解すること。 ④ 自然環境の調査と環境保全 身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。 ② 地域の自然災害 地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。 (4) 自然環境の保全と科学技術の利用 ⑦ 自然環境の保全と科学技術の利用 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。 イ 身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。 3 内容の取扱い (9) イアの(7)の④については、生物や大気、水などの自然環境を直接調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また、気候変動や外来生物にも触れること。</p> <p>第3 2 (2) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。</p>	
<p>については、次のとおり取り扱うものとす の要求、安全性、環境負荷や経済性など 適化されてきたことに気付かせること。</p> <p>の布を用いた製作 材料や縫い方について理解し、用具を安全に にできること。 方法についても触れること。] 、生活を豊かにするために布を用いた物の製 工夫すること。</p> <p>利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社 理解すること。 いて、自立した消費者としての責任のある消費 こと。 ての課題と実践 活の中から問題を見いだして課題を設定し、そ 配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践</p>	<p>保健体育科</p> <p>(保健分野) (1) 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。 (7) 健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。また、疾病は、主体の要因と環境の要因が関わり合って発生すること。 (4) 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に 応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。 (4) 健康と環境について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 健康と環境について理解を深めること。 (7) 身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること。身体への適応能力を超えた環境は、健康に影響を及ぼすことがあること。 また、快適で能率のよい生活を送るための温度、湿度や明るさには一定の範囲があること。 (7) 人間の生活によって生じた廃棄物は、環境の保全に十分配慮し、環境を汚染しないように衛生的に処理する必要があること。 イ 健康と環境に関する情報から課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。</p>	<p>特別の教科 道徳</p> <p>D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [自然愛護] 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。</p> <p>第3 2 (6) (略) また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。(略)</p> <p>総合的な学習の時間</p> <p>3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。</p>

エコスクール・プラスに係る支援措置（概要）

エコスクール・プラスの認定を受けた事業について文部科学省、こども家庭庁の支援措置（単価8%加算）の対象はZEB Readyが達成できる事業かつ、脱炭素先行地域の学校または将来的に『ZEB』が達成できる計画のある学校となります。

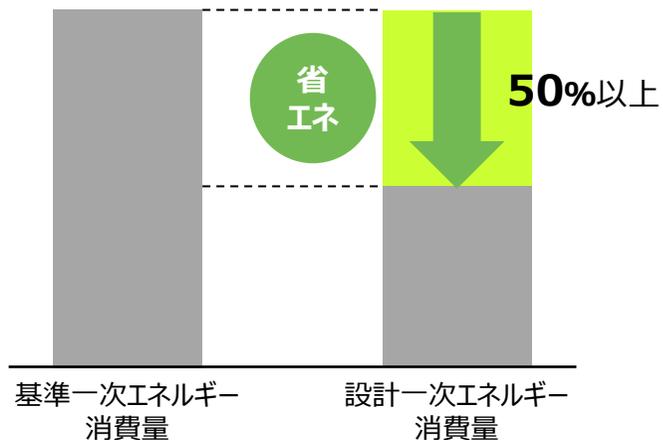
ZEB Readyを達成する事業

● ZEB Readyの算定方法

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \geq 0.5$$

一次エネルギー消費量とは、空調、換気、照明、給湯、昇降機の一次エネルギー消費量を考慮して算出する。（一次エネルギー消費量は国立研究開発法人建築研究所のHPに掲載されている計算支援プログラム（WEBプログラム）から算出することが可能。）なお、再生可能エネルギー設備及びOA機器等（その他一次エネルギー消費量）を除く。

基準一次エネルギー消費量に対する設計一次エネルギー消費量の割合は建築物省エネ法に基づく指標であるBEI（Building Energy Index）として算出することとなっている。



ZEB Readyのイメージ

脱炭素先行地域の学校

● 左記に加え、脱炭素先行地域に立地する学校

「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき環境省にて募集されている脱炭素先行地域に選定された地域に立地する学校であること。

脱炭素先行地域以外の学校

● 左記に加え、将来的に『ZEB』を達成する計画のある学校

将来的にすべてのエネルギー消費量を再生可能エネルギー等で受給することで一次エネルギー消費量を収支でゼロとするいわゆる『ZEB』を達成する計画を策定した学校であること。

支援内容

- **補助単価の加算**
配分基礎額に8%の加算。
- **補助面積の加算**
必要面積の20%を上限として必要な設備室等の面積を加算。

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業・木材産業循環成長対策

【令和7年度予算概算決定額 6,186,326 (6,510,953) 千円】

別紙2

(令和6年度補正予算額(林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 11,647,300千円)

(令和6年度補正予算額(花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,634,710千円の内数)

<対策のポイント>

林業・木材産業によるグリーン成長に向け、**林業の生産基盤の強化**や**再生林の低コスト化**を図るとともに、**木材需要の拡大**及び**木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築**を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、**搬出間伐の実施**や**路網整備**、**再生林の低コスト化**等の取組を一体的に支援するとともに、**高性能林業機械の導入**、**エリートツリー**等の原種増産技術の開発や**苗木の生産技術向上**等の取組を支援します。

○循環型資源基盤整備強化対策

- ・間伐材生産 ・路網整備 ・低コスト再生林対策
- ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備

○高性能林業機械の導入 ○森林整備地域活動支援対策

○林業の多様な担い手の育成 ○山村地域の防災・減災対策

○森林総合利用対策 ○森林資源保全対策 ○優良種苗生産推進対策

2. 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、**公共建築物等の木造・木質化**、**木材加工流通施設の整備**等を支援します。

川上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

林業・木材産業によるグリーン成長に向けた
川上から川下までの総合的な取組

川中：製材事業者、合板事業者等

川下：木材需要者

○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

- ・木材加工流通施設等の整備
- ・木質バイオマス利用促進施設の整備
- ・特用林産振興施設等の整備
- ・公共建築物等の木造・木質化

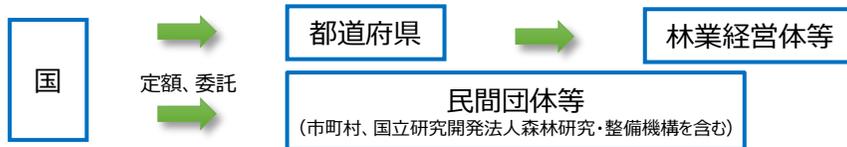
(関連事業)

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

【令和6年度補正予算額】1,700,048千円

<事業の流れ>

定額 (1/2、1/3以内等) 等



※ 国有林においては、直轄で実施

[お問い合わせ先] 林野庁計画課 (03-6744-2082)

木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（組替新規）

【令和7年度予算概算決定額 6,186,326（6,510,953）千円の内数】

・国産材利用への追い風が吹いている中、需要拡大を図るとともに、木材需要に対応できる安定的・持続的な供給体制の構築を通じ、川下から川上まで相互利益を拡大していくことが重要。
・このため、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する施設整備を総合的に支援することにより、国産材利用を推進する。

＜事業の内容＞

木材の需要拡大及び木材産業の基盤強化を図るため、以下の取組を支援します。

＜支援内容＞

- ① **木造公共建築物等の整備**
地域材利用のモデルとなるような公共建築物等の木造化・内装木質化に対し支援
- ② **木質バイオマス利用促進施設の整備**
未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材や、未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な供給施設・利用施設の整備を支援
- ③ **特用林産振興施設等の整備**
地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援
- ④ **木材加工流通施設等の整備**
林業・木材産業の生産基盤の強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援

＜事業実施主体＞

地方公共団体、森林組合、民間事業者 等

＜事業の流れ＞

定額（1/2、1/3）等

定額（1/2、1/3）等



定額

＜事業イメージ＞

木材需要拡大・木材産業基盤強化に係る施設を総合的に支援

木造公共建築物等の整備

- ① 教育施設や社会福祉施設など公共建築物等の木造化や内装木質化を支援（**地域材利用や再造林等へ貢献する取組への支援を強化**）



木造・木質化のイメージ

木質バイオマス利用促進施設の整備

- ② 林地残材等の活用、燃料用チップ等の供給、木質バイオマスの熱利用・熱電併給のための施設等の整備を支援（**燃焼灰活用への支援を強化**）



移動式チップパー



木質資源利用ボイラー

特用林産振興施設等の整備

- ③ 特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援（**耐震施設の整備等の支援を強化**）



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

木材加工流通施設等の整備

- ④ 地域材の供給力強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援（**省人化施設の導入、工場再編等への支援を強化**）



省人化等施設

【お問い合わせ先】

①の事業	林野庁木材利用課	(03-6744-2626)
②の事業	〃	(03-6744-2297)
③の事業	経営課	(03-3502-8059)
④の事業	木材産業課	(03-6744-2292)

木造公共建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物等の木造化・内装木質化に対し支援します。

補助対象：公共建築物等の木造化・内装木質化

補助率：定額（1／2以内等）

- ▶木造化：建築工事費の15%以内
ただし、次に該当するものは1/2以内
 - CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
 - 耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物 等
- ▶内装木質化：建築工事費の3.75%以内
ただし、木質化事業費の1/2を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等
（都市(まち)の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援）

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《公共建築物等の対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
（物販施設は対象外）



【公共建築物等の木造化・内装木質化のポイント】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

延べ1000人/年の利用者が見込まれる非営利目的の施設であり、延べ面積が300m²以上であること。

木造化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。

内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上であること。

対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

合法性確認木材等の利用促進

クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

J A S 製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

木造化における地域材の計画的な調達の推進

材工分離発注方式は、優先的に支援。

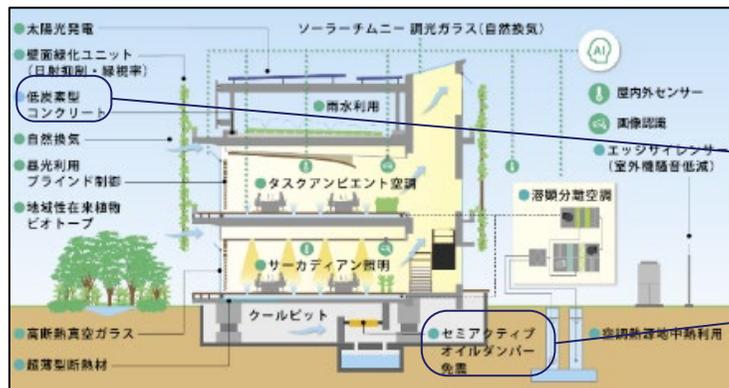
【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO2プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取組の広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

先導技術の一例

■ 建築物



■建設時における省CO2効果がある技術

■建物を長寿命化させる取組

■ 住宅



■高断熱による外皮負荷削減とエネルギー消費量のミニマム化

■水素吸蔵合金を利用した季節間のエネルギー融通システム

■EV・V2Hによる電力融通

■街区の緑化、周辺地域の避難場所提供

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

- ・学識経験者から構成される評価委員会において評価し、採択を決定
- ・「ライフサイクルカーボンをよりの確に算出し削減する取組」等に資するプロジェクト等も積極的に評価

令和6年度の事業概要

- <補助対象> 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分
- <補助率> 1/2等
- <限度額> 原則3億円/プロジェクト
新築の建築物又は共同住宅について建設工事費の5%等
- <事業期間> 採択年度を含め原則4年以内に完了

※過去の採択事例や技術の詳細、Q&A等は、建築研究所のHPに掲載しております。
<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

検索 サステナブル 省CO2

【概要と目的】

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物ストックの省エネ改修の促進を図るため、躯体の改修及び空調の効率化に資する換気設備の導入を行う民間等による省エネ改修工事に対して支援を行う。

【イメージ】



【補助額等】

<補助対象> (省エネ改修工事・併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用

<補助率> 補助対象工事の1/3

<限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能

<事業期間> 原則として当該年度に事業が完了

【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の省エネ改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修(高機能換気設備※を設置する場合は、躯体又は外皮の改修)を伴うものであること
※給気と排気の間で熱交換を行うことで、空調効率の低下を防止する換気設備
- ② 改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
〔ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上〕
〔高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能〕
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 改修後に耐震性を有すること
- ⑤ 省エネ性能を表示すること
- ⑥ 事例集への情報提供に協力すること 等

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】 木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】 木造化による掛増し費用の1/3以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】 合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、補助率及び補助限度額を引き上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ 木造建築物の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 伐採後の再生林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等

※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



地上9階建て混構造事務所

【出典】熊谷組HP



【令和7年度予算(案) 2,000百万円(2,000百万円)】
 【令和6年度補正予算額 2,000百万円】



災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設(例:防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

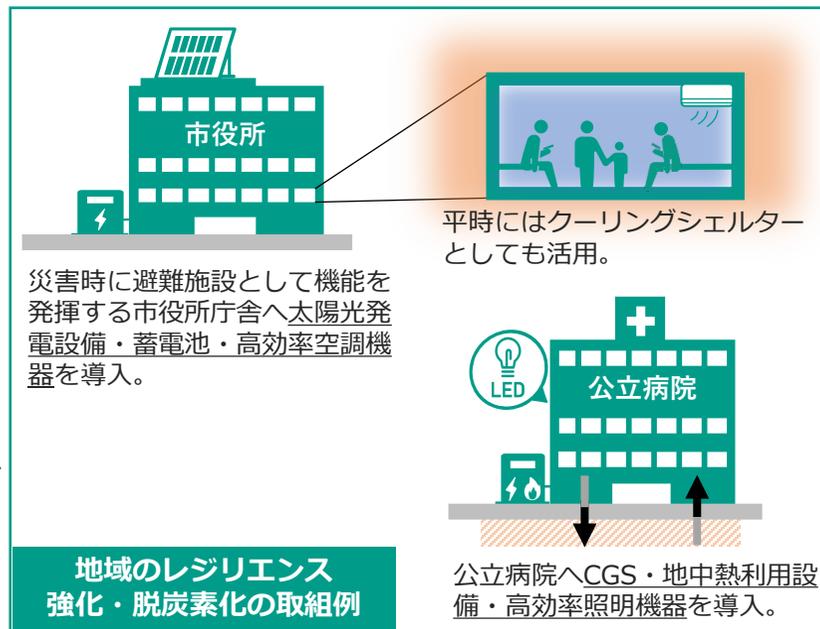
※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市: 1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS): 1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島: 2/3
- 補助対象 地方公共団体(PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可)
- 実施期間 令和3年度~令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等
- ← 導入
- ・ 再エネ設備
 - ・ 蓄電池
 - ・ CGS
 - ・ 省CO2設備
 - ・ 熱利用設備 等





【令和7年度予算（案） 3,820百万円（4,719百万円）】

【令和6年度補正予算額 4,800百万円】



業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

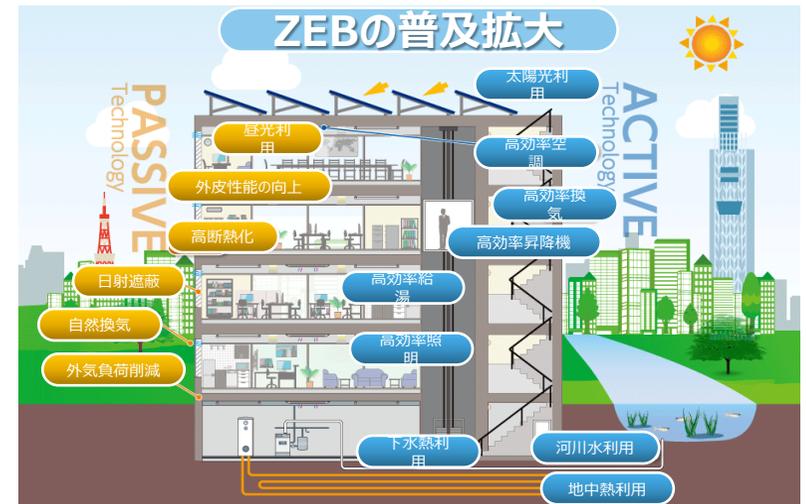
1. 事業目的

- ・2050年カーボンニュートラル実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ・外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）
 - ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
- (5) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

① 新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること、建築基準法における耐震基準を満たすこと、浸水想定区域外であること等。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業等。

◆ 採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する場合等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①②2/3~1/4 (上限3~5億円)
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2
- 実施期間 令和5年度~令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 1/2

※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリーの技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (経済産業省、国土交通省連携事業)

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2 (ライフサイクルCO2 : LCCO2) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

- ◆ 補助要件 : ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1) 事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆ 特に評価する先導的な取組 : 災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
- ◆ 優先採択 : 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

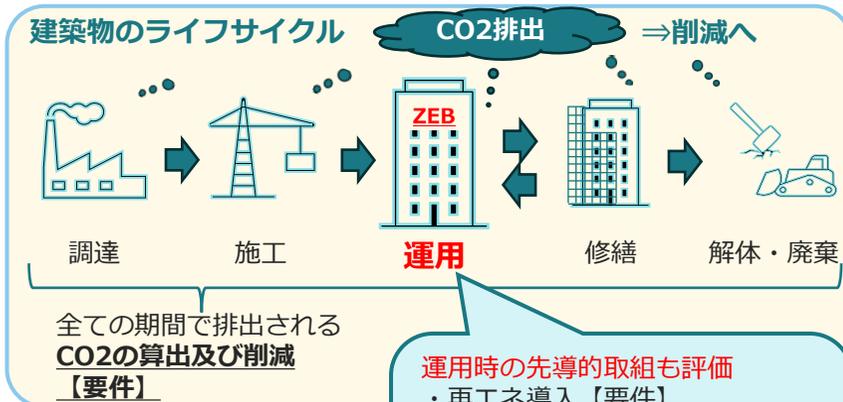
② ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ② 委託事業
 - 委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等※3
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率
『ZEB』	3/5
Nearly ZEB	1/2
ZEB Ready	1/3
ZEB Oriented	1/3

※1 EV等 (外部給電可能なものに限る) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)。
 ※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
 ※3 ①について、延べ面積において10,000㎡以上については民間事業者・団体等は対象外。

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和7年度予算(案) 38,521百万円 (42,520百万円)】
 【令和6年度補正予算額 36,500百万円】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援
- ②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

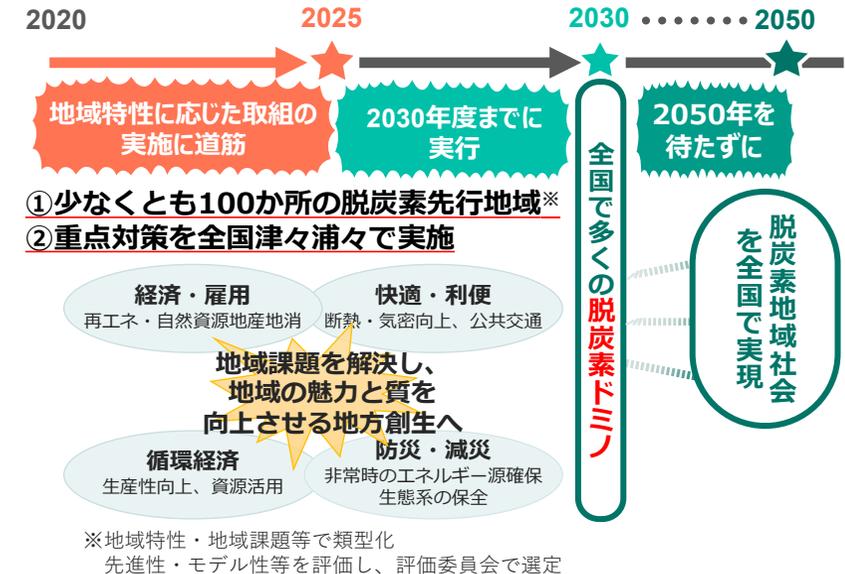
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (2030年度までに一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上) ○2030年度までに事務事業の電力消費に伴うCO2 排出実質ゼロを達成すること	○脱炭素先行地域に選定されている こと
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体と なって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電 設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場 等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修 時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において 省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車 を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	民間裨益型自営線マイクログリッド 等事業 官民連携により民間事業者が裨益 する自営線マイクログリッドを構 築する地域等において、温室効果 ガス排出削減効果の高い再エネ・ 省エネ・蓄エネ設備等の導入を支 援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	・複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ・各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ・採択団体の事務事業に係る進捗状況や区域施策に係るCO2削減状況について、毎年、環境省HPで公表する ・交付金事業について、3年度目に中間評価を実施 ・交付要件の達成が見込まれない場合又は達成が確認できない場合には、原則、交付金返還を求める		



【別紙様式2】

令和 年 第 号
月 日

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長

都道府県又は市町村教育委員会施設主管課長名

エコスクール・プラスの追加認定申請書

既に認定された下記の事業について、事業タイプの追加認定を申請します。

記

認定を受けた時期

年度

学 校 名

追加認定を申請する
事 業 タ イ プ

事 業 計 画

支 援 措 置

文部科学省 ・ こども家庭庁 ・ 農林水産省
・ 国土交通省 ・ 環境省

※希望する支援措置を行う省名に○をつけること